

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節において「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるほか、防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

1 音威子府村の災害情報等収集及び連絡

- (1) 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局長に報告する。
- (2) 村長は、気象等警報（特別警報を含む）、注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。
- (3) 住民組織等（自治会、自主防災組織等）は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに村又はその他の関係機関に通報する。

2 災害時の内容及び通報の時期

- (1) 災害対策本部設置
 - ア 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
 - イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連

絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

村及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により上川総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 村の通報

ア 村は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（上川総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道（上川総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告するよう努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、村長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事（上川総合振興局長経由）に報告し、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。

但し、村長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、村長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）へ報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

消防庁への直接即報基準（村に該当するもの）

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等即報	交通機関の火災	○ 航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの (1) 航空機火災 (2) トンネル内車両火災 (3) 列車火災
	危険物等に係る事故	○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの、負傷者が5名以上発生したもの (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等即報	危険物等に係る事故	(3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 河川へ危険物が流出し、防徐・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい等 (4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路全面通行禁止等の措置を要するもの (5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
		ホテル、病院において発生した火災
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報		○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機等による救急・救助事故 (2) バスの転落による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃即報		○ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報		○ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） ○ 風水害、火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5353-7527
	FAX	03-5353-7537
		03-5253-7777
		03-5253-7553

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

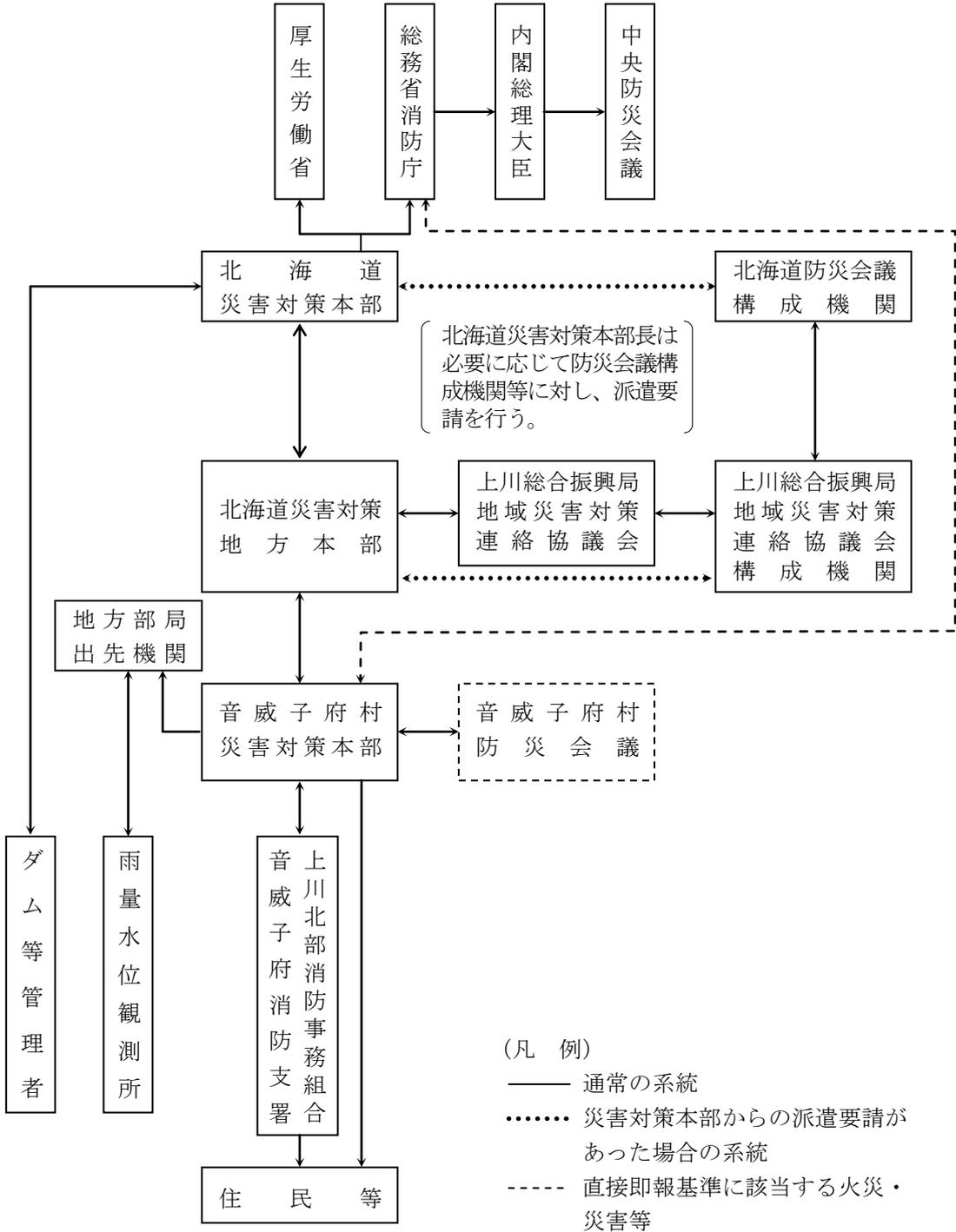
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553

被害状況等の報告【北海道・上川総合振興局報告先】

区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道上川総合振興局 地域政策部地域政策課
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0126-20-0033 0126-25-8144 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	村、道出先機関は衛星専用電話機より 6-210-22-554 6-210-22-553 (FAX)	村、道出先機関は衛星専用電話機より 6-550-2191 6-550-2083 (FAX)

(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

4 災害情報等連絡系統図



災害情報等報告取扱要領

村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を上川総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で村の被害が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別記第5号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第6号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料17のとおりとする。

資料編〔応急・復旧〕	・被害状況判定基準（資料17）
〔様式〕	・災害情報（別記第5号様式）
	・被害状況報告（速報・中間・最終）（別記第6号様式）

第2節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第1 通信手段の確保等

村及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

(1) 災害時優先電話

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保するため、職員・関係団体は災害時優先電話の使用を徹底する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTT コミュニケータを呼び出す。

イ NTT コミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間

電 報 の 内 容	機 関 等
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係のある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係のある機関相互間
6 電力設備の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係のある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各号に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（前項の表及び本表1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

3 専用通信施設及び各機関の無線施設による通信

3 無線通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる無線通信施設は、概ね次のとおり。

(1) 本村の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

(ア) 地上系無線と衛星系無線の2ルート

(イ) 端末局、ファクシミリは、村本庁舎に設置

(ウ) 上川北部消防事務組合 音威子府消防支署に専用回線で接続

- (エ) 本庁内線電話により受発信可能
- イ 防災行政無線
- ウ 衛星携帯電話
- エ 消防無線

4 その他の通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

(1) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(2) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(3) 鉄道電話による通信

鉄道電話により通信相手機関に最も近い駅等を経て行う。

(4) 北海道電力（株）の専用電話による通信

北海道電力（株）営業所等を経て行う。

(5) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の(1)から(4)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

5 通信途絶時等における連絡方法

上記1～4までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1) 北海道総合通信局の対応

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 村の対応

村は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時には、被災地住民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

本村及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、次のとおりである。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

村、道及び防災関係機関等は、災害時において、住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、村及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 村、道及び防災関係機関等は、報道機関（コミュニティ FM を含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞、）への情報提供をはじめ、防災行政無線、広報車両、郵便局、インターネットなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。
- (2) 村、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1) の実施にあたっては、総務対策班（総務課 地域振興室等）が、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1) のほか、村及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスや公共情報コモンズを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

また、住民懇談会等によって、住民並びに罹災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるよう努める。

第2 音威子府村の広報

村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・避難勧告、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法による。

- (1) 総務対策班（総務課 地域振興室等）派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、村長（本部長）の承認を得て、総務対策班長（総務課長）がこれに当たる。

なお、災害対策本部における発表責任者、広報対象及び伝達方法は、次表に定めるとおりとする。

発表責任者		広報対象	伝達方法
総務対策班	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	総務対策班長	地域住民及び被災者	広報車、消防署からの放送又は地区別情報連絡責任者による
		対策本部職員	庁内放送
		防災関係機関及び公共的団体並びに関係施設等	電話無線又は伝達員

(2) 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 村における応急対策の状況
- オ 住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 本部の設置又は廃止
- キ 救助法適用の有無

(3) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行う。

- (ア) 村広報車の利用
 - (イ) 新聞、テレビ及びラジオの利用
 - (ウ) 村広報紙の利用
 - (エ) 村ホームページの利用
 - (オ) チラシ等印刷物の利用
 - (カ) 防災行政無線の利用
 - (キ) エリアメール等、防災情報のメールサービス
- イ 広報事項の内容
- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
 - (イ) 災害応急対策とその状況

- (ウ) 災害復旧対策とその状況
 - (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
 - (オ) その他必要な事項
- (4) 庁内連絡

総務対策班（総務課 地域振興室等）は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内 LAN 等を利用して職員に周知する。

3 各関係機関に対する周知

総務対策班（総務課 地域振興室等）は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

4 広聴活動

住民対策班（住民課 住民生活室等）は、災害の状況により必要と認めるときは、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設する等、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策班（関係各課）及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努める。

第3 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、市町村又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた市町村長又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた市町村又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 市町村又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての音威子府村又は北海道の対応

市町村及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

第5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置についての計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任及び措置内容

1 実施責任

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、村長等は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要するために、避難勧告及び避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

(1) 村長（基本法第60条、水防法第29条）

ア 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの勧告又は指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 屋内での待避等の安全確保措置の指示

イ 村長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

なお、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 水防管理者（村長）が、避難のための立退指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ 村は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

オ 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 知事又はその命を受けた道の職員

（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（上川総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（上川総合振興局長）は洪水、地すべり以外の災害においても村が行う

避難、立退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については村長に委任する。

イ 知事（上川総合振興局長）は、災害発生により村長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は村長に代わって実施する。

また、村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第5章 第14節 輸送計画」により、関係機関に協力要請する。

(3) 警察官（基本法第61条）

ア 警察官は（1）のアにより村から要請があったとき、又は村長が立退指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合直ちに村長に通知する。

イ 警察官は、災害による危険が切迫したとき、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

(4) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人への土地等への立入（警察官職務執行法第6条）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

村、道（総合振興局又は振興局）、北海道警察本部（美深警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

(1) 音威子府村

村は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している旭川地方气象台、名寄河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

村は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関

村から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行う。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

村長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

第3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

避難準備情報の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、広報担当である総務対策班（総務課 地域振興室等）が、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署等、関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 周知内容

- (1) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項
 - ア 携行品は、必要最小限にする。
 - （食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）
 - イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。
 - ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

2 周知方法

広報担当である総務対策班（総務課 地域振興室等）は、次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。場合によっては、2つ以上の方法を併用し、周知する。

(1) 防災行政無線による伝達

村は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線により、伝達する。

(2) 広報車による伝達

村、上川北部消防事務組合（音威子府消防支署）、美深警察（音威子府駐在所）等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

(3) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し勧告・指示を行った旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(4) 電話による伝達

電話等により、住民組織等（自治会、自主防災組織等）、官公署、会社等に連絡する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難の勧告又は指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(6) 地域への伝達依頼

住民組織等（自治会、自主防災組織等）に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7) 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号による。

区分	方法	サイレン	摘要	
危険信号 (避難・立退き)		●—休止 1分—5秒	●—休止 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

3 避難勧告等の発令基準

避難準備情報又は避難の勧告・指示の発令は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、村が発令する。

(1) 避難準備情報

要配慮者等、避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は、次のとおりである。

区 分		判 断 基 準
河川 氾 濫 ・ 浸 水	天塩川	ア 水位観測地点の水位が水防団待機水位（美深橋：70.90m、茨内：39.70m）に達し、一定時間後には、氾濫注意水位（美深橋：71.70m、茨内：40.10m）を超えると予想されるとき。 イ 洪水注意報が発表されたとき。
	その他の河川	ア 村域における大雨警報（1時間雨量50mm）発表後も引き続き降雨が予想されるとき。 イ 気象警報及び河川の巡視により著しい増水がみられる等、状況を総合的に判断し、避難行動要支援者を事前に避難させておく必要があると認められるとき。
土砂災害		ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 イ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。
その他の災害		ア 災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次のとおりである。

区 分		判 断 基 準
河川 氾濫・ 浸水	天塩川	ア 水位観測地点の水位が氾濫注意水位（美深橋：71.70m）に到達し、一定時間後には、避難判断水位（美深橋：72.70m）に到達すると予想されるとき。 イ 河川管理施設の異常を確認したとき。 ウ その他、河川の増水の状況から、事前に避難させておく必要があると認められるとき。 エ 洪水警報が発表されたとき。
	その他の河川	ア 記録的短時間大雨情報（1時間雨量90mm）が発表されたとき。 イ 河川管理施設の異常を確認したとき。 ウ ア～イの状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させておく必要があると判断されるとき。
土砂災害		ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 イ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 ウ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(3) 避難指示

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を直ちに避難させるものであり、その基準は、次のとおりである。

なお、事前避難のいとまのない場合は、至近の安全な場所に緊急避難させること。

区 分		判 断 基 準
河川 氾濫・ 浸水	天塩川	ア 氾濫危険水位（美深橋：73.00m）に到達するとき。 イ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）
	その他の河川	ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。
土砂災害		ア 避難勧告発令後、継続して雨が降り続けているとき。 イ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。

第4 避難誘導・避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、村職員（住民対策班（住民課 住民生活室等）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、村職員、消防職員、消防団員、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 避難経路の設定

村は、避難に当たっての地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

- (1) 避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
- (2) 避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
- (3) 避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
- (4) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。
- (5) 避難経路は原則として相互に交差しない。
- (6) 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

3 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、村において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 村は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

また、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 音威子府村の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

村長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

村は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

村は、地域の実情や特性を踏まえつつ、予め定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

村は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

村は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

村は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接町等へ応援を要請する。

2 北海道の対策

道は、村における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に村において福祉避難所を開設した場合、村の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第6 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たって、村職員（住民対策班（住民課 住民生活室等）、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第7 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第8 避難所

1 避難場所の指定

村は、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、次のとおり広域避難場所及び避難場所（以下、本節において「避難場所（指定緊急避難場所）」という。）を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。（資料10）

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(1) 広域避難場所及び避難場所（指定緊急避難場所）

広域避難場所及び避難場所は、大火災が延焼拡大し、危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所とする。

原則として避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、小中学校等グラウンドとする。

(2) 避難所（指定避難所）

避難所は、大雨、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、大火災などにより、家屋を喪失、若しくは喪失するおそれがある場合に、避難者を収容するための施設であり、一時的な避難の場合1人当たり1平方メートル、長期的な避難の場合1人当たり最低限2平方メートルを確保する。

また、避難所指定に当たっては、原則として風水害時は浸水想定区域外の避難所を地震災害時には耐震補強された施設を指定する。

なお、浸水想定区域内の避難所については、気象等の状況に応じて、村内の浸水想定区域外の避難所へ集団避難する際の一時集合場所として活用する場合も想定する。

2 避難所の開設・運営管理

(1) 村（住民対策班（住民課 住民生活室等））は、各避難所の適切な運営管理を行う。

その際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民組織等の協力が得られるように努め、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

(2) 村は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。

(3) 村は、避難所における生活環境に注意を払い、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なものとなるよう、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

その他、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(4) 村は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(5) 村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(6) 村及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(7) 村及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保の

ために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

3 避難場所、避難所の周知方法

住民に対し、平常時から避難場所、避難所を周知するため、広報紙、ハザードマップ等を活用して、住民に周知する。

資料編〔避難場所〕 ・ 避難場所（資料10）

第9 避難場所の開設状況の記録

村は、避難所における収容状況及び「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

- (1) 避難者世帯名簿（別記第7号様式）
- (2) 避難所収容台帳（別記第8号様式）
- (3) 避難所設置及び収容状況（別記第9号様式）
- (4) 救助種目別物資受払簿（別記第10号様式）

資料編〔様式〕 ・ 避難所世帯名簿（別記第7号様式）
 ・ 避難所収容台帳（別記第8号様式）
 ・ 避難所設置及び収容状況（別記第9号様式）
 ・ 救助種目別物資受払簿（別記第10号様式）

第10 道（上川総合振興局）に対する報告

1 村長が、避難の勧告・指示を発令したときは（村長以外の者が発令したときは、村長経由）、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長経由）に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令日時
- (3) 発令理由
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難場所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）
- (4) 炊き出し等の状況

第11 関係機関への連絡

村長が避難の勧告、又は指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡する。

- (1) 美深警察署に連絡し、必要に応じて協力を求める。
- (2) 避難場所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 村長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

- (2) 道内広域一時滞足を協議する場合、村長は、予め上川総合振興局長を通じて知事へ報告する。

但し、予め報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する

- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞足の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めることができる。

- (4) 村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

- (5) 村長は、道内広域一時滞足の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、併せてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

- (6) 知事は、災害の発生により村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞足の必要があると認める場合は、村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を村長に引き継ぎを行う。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 村長は、災害発生により被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

- (2) 知事は、村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

- (3) 道外広域一時滞足を協議する場合は、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。

但し、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

- (4) 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

- (5) 村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (6) 村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、村長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

村及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、村長等が実施する応急措置についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

- 1 村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村職員
- 2 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 従事命令等の実施

基本法第71条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、資料編 別記第11号様式 公用令書等（別表 第1～6号様式）を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等（別記第11号様式 別表 第6号様式）に定める証票を携帯しなければならない。

資料編〔様式〕 ・ 公用令書等（別記第11号様式、別表 第1号様式～第6号様式）

第3 音威子府村等の実施する応急措置

村長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、村長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

1 警戒区域の設置

- (1) 村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官は、村（村長の委任を受けた村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は村長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。

- (4) 村長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (5) 村長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (6) 知事は、災害が発生した場合、当該災害により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長に代わって警戒区域を設定する。

2 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第8項）

村長は、本村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本村区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本項において「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本項において「物件」という。）を使用し、若しくは収用する。

この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとる。

(1) 応急公用負担に係る手続

村長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下、本節において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知する。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を音威子府村公告式条例（昭和25年8月29日条例第13号）を準用して、庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとる。

- | | |
|----------|-------------|
| ア 名称又は種類 | エ 処分の期間又は期日 |
| イ 形状及び数量 | オ その他必要な事項 |
| ウ 所在した場所 | |

(2) 損失補償

村は、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条）

村長は、本村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

- (1) 村長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示する。（基本法施行令第25条、第26条）
- (2) 村長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

- (4) 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、村に帰属する。

4 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条、資料24・25）

- (1) 村長は、村域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求める。
- (2) 村長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。
- (3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

5 知事に対する応援の要求等（基本法第68条）

村長は、本村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

6 北海道開発局に対する応援の要求等

村長は、本村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料26）に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料24） ・「かみかわの絆19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（資料25） ・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料26）
-------------	--

7 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 村長は、本村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）
- (2) 水防管理者（村長）及び消防職員の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本村の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条）
- (5) 村長は、(1) から (4) までにより、本村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（基本法第84条）

第4 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第5章 第33節 災害救助法の適用と実施」による。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行い、その基準は、概ね次のとおりである。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

1 派遣要請権者

知事（上川総合振興局長）

2 要請先

上川総合振興局 地域政策部 地域政策課

第2 災害派遣要請の要領等

1 要請の方法

村長は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を明らかにした文書（別記第12号様式）によって、知事（上川総合振興局長）に派遣要請を依頼する。

この場合において、村長は、必要に応じてその旨及び村域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を依頼し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

2 要請先

派遣要請の依頼は、上川総合振興局地域政策部地域政策課へ行う。

- ・ 電話：0166-46-5918
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話：6-550-2191

3 緊急を要する災害派遣要請の方法

村長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請の要求をするいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に災害派遣要請をすることができる。

但し、この場合、速やかに知事（上川総合振興局長）に通知し、前記1の手続きを行う。なお、緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

指定部隊名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第2師団 名寄駐屯地	名寄市内淵84番地	01654-3-2137（内線230〔当直302〕）

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

1 受入れ準備の確立

知事（上川総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

(2) 連絡職員の指名

村長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

(2) 知事（上川総合振興局長）への報告

村長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事（上川総合振興局長）に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

(3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じて関係機関に伝達するとともに、村においても災害情報を自衛隊に提供する。

第4 自衛隊との連携強化

村長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請依頼（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請依頼した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第5 経費負担等

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、村等）において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第6 派遣部隊の撤収要請

村長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第13号様式）をもって知事（上川総合振興局長）に撤収要請を依頼する。
但し、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔様式〕 ・ 自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第12号様式）
・ 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第13号様式）

第7 自衛隊の支援活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

救助活動区分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索活動	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）にあたる。
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

救助活動区分	活 動 内 容
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資の無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去の実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策についての計画は、次のとおりである。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「第5章 第4節 避難対策計画 第12」による。

第1 音威子府村による応援要請・応援活動

1 音威子府村から他市町村及び道への応援要請

- (1) 大規模災害が発生し、村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料24）及び市町村間の各種相互応援協定等（資料25）に基づき、他の市町村長に応援を要請する。
- (2) 村長は、村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

2 他市町村に対する応援活動

村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められ、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 北海道による応援活動

1 音威子府村に対する応援

- (1) 村において大規模災害が発生し、村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援の実施を図る。
また、村への応援が円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行う。
- (2) 知事は、被災地における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。
- (3) 知事は、村長等から応援の求め、又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。

2 国に対する応援の要求等

- (1) 北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。また、知事は、村長から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。（資料11・24）
- (2) 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に

対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求める。

- (3) 知事は、内閣総理大臣より災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求める。

第3 消防機関（上川北部消防事務組合（音威子府消防支署））

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。（資料 22）

また、必要に応じ、村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。（資料 11・24）

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第4 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第5 国からの派遣等受入れ体制の確保

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入れ体制を確保する。

資料編〔通信・輸送〕	・北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料 11）
〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料 22）
	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 23）
	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 24）
	・「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（資料 25）

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用についての計画は、次のとおりである。

第1 基本方針

村内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 北海道

道災害対策本部等の指示、又は村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」により、他都府県及び他の村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

3 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行う。

第5 消防防災ヘリコプターの運航

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」（資料12）及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料13）の定めによる。

2 緊急運航の要請

消防機関の長（消防長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料23）に基づき、知事に対し要請する。

- (1) 災害が隣接する村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 村の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第14号様式）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電話：011-782-3233 ・FAX：011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク 電話：6-210-39-897、898

5 報告

消防機関の長（消防長）は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第15号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

6 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

ア 消防機関の長（消防長）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために、消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」及び「北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送

手順・対応」に基づき行う。(資料11・15)

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 消防機関の長(消防長)は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事(危機対策局危機対策課防災航空室)に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、上川総合振興局及び上川北部消防事務組合(音威子府消防支署)にその旨を連絡する。

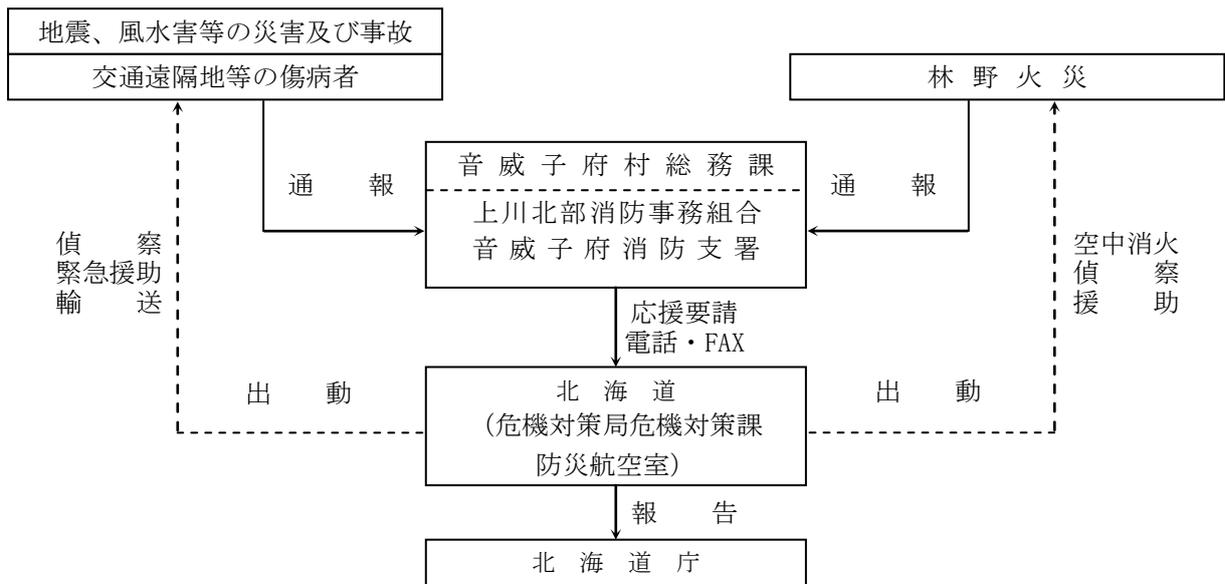
イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票(別記第16号様式)を提出する。

ウ 消防機関の長(消防長)は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 消防機関の長(消防長)は、知事(危機対策局危機対策課防災航空室)から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

(3) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。



資料編 [通信・輸送]

- ・北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領(資料11)
- ・北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(資料12)
- ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領(資料13)
- ・北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応(資料14)

[条例・協定等]

- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定(資料23)

[様式]

- ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票(別記第14号様式)
- ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(別記第15号様式)
- ・救急患者の緊急搬送情報伝達票(別記第16号様式)

第6 音威子府村の対応等

村長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、本村におけるヘリコプターの離着陸可能地（危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。

ヘリコプター着陸可能地（発着場所）

地区名	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況
音威子府	クロカン本部前	音威子府村字音威子府		
音威子府	音威子府小学校グラウンド	音威子府村字音威子府	不可	
音威子府	音威子府村山村広場	音威子府村字音威子府	不可	
音威子府	音威子府村営中島球場	音威子府村字音威子府	不可	
音威子府	北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所音威子府地区水防拠点ヘリポート	音威子府村字音威子府	不可	
音威子府	道の駅おといねっぶ駐車場	音威子府村字音威子府		
咲来	咲来公民館前広場	音威子府村字咲来	不可	

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

第9節 救助救出計画

災害時によって、生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出活動についての計画は、次のとおりである。

なお、村をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 音威子府村

(1) 村長（救助法を適用された場合を含む。）は、上川北部消防事務組合（音威子府消防支署）、美深警察（音威子府駐在所）等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、村の救助力が不足すると判断した場合は、隣接町、道等の応援を求める。

(2) 村長は、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

村及び上川北部消防事務組合（音威子府消防支署）、美深警察（音威子府駐在所）は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するとき、救助救出活動を行う。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山くずれ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第10号様式）
- (2) 被災者救出状況記録簿（別記第17号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第10号様式） ・被災者救出状況記録簿（別記第17号様式）
---------	--

5 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第1節 組織計画」に定める災害対策現地合同本部を設置し、救助救出活動を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施についての計画は、次のとおりである。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として村又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期(発災後概ね48時間以内)においては、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、災害の状況に応じて編成する。
- 3 災害派遣医療チーム(DMAT)は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)
- 5 災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 実施責任

- 1 村長が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事(知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部)又は知事の委任を受けて村長が実施する。

第3 医療救護の対象

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者の把握は、できる限り迅速かつ的確に把握し、本部長(村長)に通知する。

通知を受けた村長(本部長)は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策班(関係各課)に指示する。

第4 医療救護活動の実施

1 音威子府村

- (1) 村は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、村立診療所による医療活動実施するほか、必要に応じ、上川北部医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
要請する場合は、次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因、及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項
- (2) 村は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、旭川歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
- (3) 村は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 村は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施するほか、上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室（名寄保健所）等と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (5) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (6) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

- (2) 被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(上記(3)を除く。)は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (8) 北海道看護協会
道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。
なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

第5 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT)

救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として上川北部消防事務組合(音威子府消防支署)が実施する。

但し、救急車両が確保できないときは、村、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受入れ体制の確保

村はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第6 救護所の設置

救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するが、災害の状況等により他の公共施設等を使用する。

第7 医薬品等の確保

村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は村内薬局等からの調達により確保する。

但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第8 臨時の医療施設に関する特例

村及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第9 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 救護班活動状況（別記第18号様式）
- (2) 医療実施状況（別記第19号様式）
- (3) 助産台帳（別記第20号様式）
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第10号様式）

資料編〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・救助種目別物資受払簿（別記第10号様式） ・救護班活動状況（別記第18号様式） ・医療実施状況（別記第19号様式） ・助産台帳（別記第20号様式）
---------	---

第10 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

- (1) 村長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号。以下、本節において「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 村長は、上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室（名寄保健所）の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。
- (3) 防疫は、住民対策班（住民課 保健福祉室等）が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

第2 防疫の実施組織

1 防疫班の編成

村長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班（概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成）する。

班 長	班 員	防疫に必要な資機材
住民対策班長	保健師、必要に応じて各部班より応援を求めたもの、保健所職員 等	動力噴霧器・背負式噴霧器・クレゾール・生石灰(酸化カルシウム)

第3 感染症の予防

1 予防接種

村長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施し、村は管理する道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

3 消毒方法

村長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

村長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

5 生活水の供給

村長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、村長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底させる。

第4 避難所等の防疫指導

村長は、避難所等の応急施設において、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、食品衛生協会等の衛生管理組織と連携し、担当である住民対策班（住民課 保健福祉室等）は、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

上川総合振興局保健環境部（名寄地域保健室）等の指導のもと、担当である住民対策班（住民課 保健福祉室等）は、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底する。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底する。

第5 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は知事（上川総合振興局長）が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

上川家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めるときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

上川家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

上川家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

上川家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

(2) 家畜の救護

上川総合振興局長は、村、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、美深警察署が実施する警戒及び警備についての計画は、北海道地域防災計画及び次のとおりである。

第1 災害警備の実施

北海道警察（美深警察署）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

第2 応急対策の実施

1 災害の予警報の伝達に関する事項

- (1) 美深警察署長（以下、本節において「警察署長」という。）は、村及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置する。
- (2) 警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに村長に通報する。

2 事前措置に関する事項

(1) 村長が行う警察官の出動要請

村長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行う。

(2) 村長の要請により行う事前措置

美深警察署長は、村長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を村長に通知する。

この場合において、村長は、当該措置の事後処理を行う。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

美深警察署長は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を村長及び防災関係機関と共有する。

4 災害時における広報に関する事項

美深警察署長は、住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行う。

5 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告、又は指示を行った場合は、村長に連絡する。
- (2) 警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告、又は指示を行う場合は、「第5章 第4節 避難対策計画」に定める避難先を示す。

但し、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずる。

この場合において、警察署長は、速やかに村長に対して通知し、当該避難先の借上げ、給食等は、村長が行う。

- (3) 避難の誘導に当たっては、村、上川北部消防事務組合（音威子府消防支署）等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

6 救助に関する事項

美深警察署長は、村長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体見分に努めるとともに、状況に応じて村長の行う災害応急活動に協力する。

7 応急措置に関する事項

- (1) 美深警察署長警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに村長に通知する。この場合において、村長は、当該措置の事後処理を行う。
- (2) 美深警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに村長に通知する。
この場合において、村長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行う。

8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 美深警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図る。
- (2) 美深警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設、又は資材の活用について計画し、その運用については、村長と打合せにより決定する。

第13節 交通応急対策計画

災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

村が管理する道路で災害が発生した場合は、村長が、道路の復旧に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努める。

また、村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

2 上川北部消防事務組合（音威子府消防支署）

(1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 消防職員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第4項)

3 北海道公安委員会（北海道警察）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第2項)

4 北海道開発局（旭川開発建設部 士別道路事務所）

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するた

め、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図る。

5 東日本高速道路（株）北海道支社

東日本高速道路（株）が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努め、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

6 北海道（旭川建設管理部 美深出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

7 自衛隊（陸上自衛隊第3普通科連隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長、警察官等がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

8 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により、関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び美深警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関

係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

(1) 知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（美深警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（上川総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料15・16）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ア) 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ハ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

(ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ト) 緊急輸送の確保に関する事項

(チ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

村、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

村は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、北海道公安委員会（北海道警察）を通じて「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を申請する。

(1) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中の車両

- (ア) 道路維持作業用自動車
- (イ) 通学通園バス
- (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- (エ) 電報の配達のため使用する車両
- (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
- (カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
- (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

資料編〔通信・輸送〕 ・ 緊急通行車両確認証明書（資料 15）
 ・ 緊急通行車両標章（資料 16）

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節において「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第2次輸送確保道路（村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第3次緊急輸送道路を指定している。

3 音威子府村の対応

村は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、村内の防災活動拠点（庁舎、自衛隊指定のヘリポート、避難所等）を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、村は、美深警察署と連携のもと、「第5章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

災害時輸送は、村長が、防災関係機関の協力を得て行う。（基本法第50条）

なお、災害時輸送の総括は、現地対策班（経済課 環境整備室）が行うものとする。

2 北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局等に輸送の措置を要請する。

3 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 音威子府村

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行う。

また、実施に当たっては、現地対策班（経済課 環境整備室）を中心に、関係する各対策班と連携して行うほか、総務対策班（総務課 地域振興室等）とともに、車両及び燃料調達先を別に定めておく。

なお、車両用燃料の主な調達先は危険物取扱所及び貯蔵所（資料9）のとおりである。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行う。

なお、労務供給は、「第5章 第31節 労務供給計画」により措置する。

(3) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第5章 第29節 消防防災ヘリコプター等活用計画」及び「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画及び派遣活動計画」により、ヘリコプター等を利用した輸送を行う。

2 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局等に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者等に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

3 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者等は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

資料編〔災害危険区域等〕 ・ 危険物所在一覧（資料9）

第3 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 輸送記録簿（別記第21号様式）
- (2) 輸送関係物資受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第10号様式）

資料編〔様式〕 ・ 救助種目別物資受払簿（別記第10号様式）
・ 輸送記録簿（別記第21号様式）

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

村長は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 北海道

知事（道）は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所（旭川地域センター）

必要に応じて、食料の調達及び供給について、道との連絡調整を実施する。

第2 食料供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

第3 食料の供給

1 音威子府村

村は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を村内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等（資料21）から直接行う。

また、村において調達が困難な場合、村長は、その確保について上川総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、実施に当たっては、総務対策班（総務課 地域振興室等）を中心に、関係する各部署と連携して行う。

2 北海道

知事は、村から要請があったときは、食料を調達し、村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。

その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所（旭川地域センター）

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、被災地の食料配給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。

第4 供給輸送の方法

食料の輸送に当たり、車両等の輸送施設を必要とする場合は、「第5章 第14節 輸送計画」により措置する。

また、労務者を必要とする場合は、「第5章 第31節 労務供給計画」により措置する。

第5 食料の供給対象者及び需要の把握等

1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりである。

- (1) 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、村内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は、住民対策班（住民課 住民生活室等）が把握し、総務対策班（総務課 地域振興室等）が調達を行う。

なお、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各対策班が把握し、総務対策班（総務課 地域振興室等）がとりまとめて調達を行う。

3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の対策班の応援を受け、住民対策班（住民課 住民生活室等）が次のとおり行う。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、住民組織等（自治会、自主防災組織等）の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第6 炊き出し計画

1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、住民対策班長（住民課長）は、当該対策班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、日赤奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、村内の炊き出し施設（資料10）その他給食施設を有する事業者等を利用して行う。

なお、村において直接炊き出しすることが困難で、村内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用する。

また、必要がある場合は、上川総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 炊き出し給与状況（別記第22号様式）
- (2) 炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第10号様式）

資料編〔避難場所〕	・避難場所（資料10）
〔条例・協定等〕	・災害時における協定一覧（資料21）
〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第10号様式）
	・炊き出し給与状況（別記第22号様式）

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

村は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確認し、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水に当たる。

2 北海道

村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

第3 給水の実施

1 給水の方法

給水の実施に当たっては、現地対策班（経済課 環境整備室）が行う。

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水用資機材給水用資機材（給水タンク・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水する。

(3) 浄水装置による給水

上水道施設の被災が大きい場合等、輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

ア 水道施設及び給水人口

施設名	所在地	1日平均配水量	計画給水人口	給水区域
音威子府浄水場	音威子府	379m ³	1,070人	音威子府市街、咲来市街

イ 水道施設の応急復旧工事業者（音威子府村指定水道工事業者）

番号	業者名	所在地	備考
1	中川水道(株)	中川町字中川 198 番地 34	
2	国策機工(株)	苫小牧市字勇払 149 番地	
3	(株)木本動力工業所	旭川市永山町 6 丁目	
4	(株)澄川設備企画	札幌市北区新琴似 12 条 14 丁目 6 番 7 号	
5	三野建設(株)	士別市東 4 条 5 丁目 6 番地	
6	(株)道北暖房	旭川市永山町 7 丁目 158 番地 1	
7	協和設備(株)	旭川市新富町 1074 番地 35	

2 給水量

1人1日当たりの給水量は、概ね3リットルとする。

3 住民への周知

給水に当たっては、防災行政無線及び広報車の巡回等により、住民に周知する。

- (1) 給水拠点の場所及び給水方法
- (2) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (3) その他必要事項

4 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第23号様式）
- (2) 給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第10号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第10号様式） ・飲料水の供給簿（別記第23号様式）
---------	---

第4 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

第5 給水施設の整備

災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽の整備の促進に努める。

第6 応援の要請

村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第17節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、村長が実施する。

救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、村長が行う。

(1) 物資の調達、輸送

物資の調達、輸送は、調達を総務対策班（総務課 地域振興室等）、輸送を現地対策班（経済課 環境整備室）を中心に、関係する各対策班と連携し、次の点に留意して行う。

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めておく。

2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、村長の要請に基づき、斡旋及び調達を行う。

なお、村における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

村長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、村等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 物資供給の要領

1 対象者

村長が、給与又は貸与する対象者は、概ね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

村長が、被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第3 実施の方法

1 物資の調達及び配分

村は、担当である住民対策班（住民課 住民生活室等）が、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

- (1) 物資の調達は、村内業者及び協定等を締結する業者等（資料 21）より調達するため、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

2 給与又は貸与の方法

村は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、担当である住民対策班（住民課 住民生活室等）が、住民組織等（自治会、自主防災組織等）の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

3 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

4 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第24号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第25号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第26号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第27号様式）
- (5) 衣料、生活必需品等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第10号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔条例・協定等〕 〔様式〕	・災害時における協定一覧（資料21） ・救助種目別物資受払簿（別記第10号様式） ・世帯構成員別被害状況（別記第24号様式） ・物資購入（配分）計画表（別記第25号様式） ・物資の給与状況（別記第26号様式） ・物資給与及び受領簿（別記第27号様式）
---------------------	--

第4 日本赤十字社北海道支部への災害救助物資の要請

日本赤十字社北海道支部が、被災者の救助用物資として備蓄しているものについて、村は必要に応じ、提供を要請する。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

村長は、村が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。（資料21）

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時における協定一覧（資料21）

第2 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図り、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。

村においては、総務対策班（総務課 地域振興室等）を中心に、関係する対策班と連携して行う。

2 道は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 活動体制の確立

(1) 音威子府村

ア 村内において停電事故等が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、村長は必要に応じて災害対策本部等の設置を行う。

イ 本部事務局（総務課 総務財政室）は、災害対策本部等を設置したとき、関係機関にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

ウ 総務対策班（総務課 地域振興室等）は、自家発電設備の稼働等により、庁舎機能の確保、情報システムの保全に努める。

エ 住民対策班（住民課 住民生活室等）は、信号機の停止等に対処するため、美深警察署（音威子府駐在所）と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、住民組織の協力を得ながら防犯パトロールを実施する。

オ 災害対策本部が設置された場合、「第3章 第1節 組織計画」に基づき、各対策班による応急救助等の対策を実施する。

(2) 北海道電力株式会社

ア 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、北海道電力（株）の「防災業務計画」等に従い、迅速に復旧対策を行う。

イ 北海道電力（株）は村と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

第2 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力（株）は、次の対策を講ずる。

1 音威子府村

村は、北海道電力（株）からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力（株）より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（上川総合振興局長）へ派遣要請を依頼する。

2 北海道電力（株）

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」等によって応急対策を講ずる。

なお、停電状況及び復旧見込等を村又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。

第3 広域停電対策

本村を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、北海道電力（株）は復旧に全力をあげ

るとともに、村は、北海道電力（株）、道、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

1 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合、村が行う被害情報等の収集・伝達体制は以下のとおりとする。

(1) 村の情報収集・伝達

ア 村職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、北海道電力（株）に情報を提供する。

同時に北海道電力（株）からも、収集している情報を入手する。

イ 村においては、本部事務局（総務課 総務財政室）を中心に、関係機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な状況の把握を行う。

2 災害広報対策

総務対策班（総務課 地域振興室等）は、広報車、防災行政無線、線及びホームページ、エリアメール等により、北海道電力（株）より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。

3 被災者救出活動

(1) 救出・救助活動

本部事務局（総務課 総務財政室）は、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署及び現地対策班（経済課 環境整備室）からの報告等により被害状況を的確に把握し、救助体制及び避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

(2) 救急活動

住民対策班（住民課 保健福祉室）及びは、村立診療所等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

5 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、自家発電設備等を設置した公共施設を避難所等として開設し、避難者を収容する。

避難所等の開設及び管理運営は、「第5章 第4節 避難対策計画」に準ずる。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 ガス施設応急復旧体制

LPガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるLPガス設備の安全総点検を実施する。

第2 村

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。更に、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、村は、LPガス事業者等による諸活動に対して必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

1 災害発生時の対策

災害によりガス施設に被害が発生した場合、村は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定（資料21）のほか、美深警察署（音威子府駐在所）・上川北部消防事務組合（音威子府消防支署）と連携を密にし、二次災害の防止に努めるほか、LPガス事業者等に対する協力体制を確立する。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) 予め通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。
不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時における協定一覧（資料21）

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

1 実施責任

村長が実施する。

2 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な故障が生ずるものであるため、村は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、応急復旧の実施は、担当である現地対策班（経済課 環境整備室）が行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

3 広報

村は、水道施設に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、総務対策班（総務課 地域振興室等）が広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道及び集落排水

1 実施責任

村長が実施する。

2 応急復旧

村は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

なお、応急復旧の実施は、担当である担当である現地対策班（経済課 環境整備室）が行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（水深を深くするために土砂を掘削すること）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場及びポンプ場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずマンホール開放、バイパス放流等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

3 広報

村は、下水道施設等に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、総務対策班（総務課 地域振興室等）が広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、本節において「土木施設」という。）の災害応急土木対策についての計画は、次のとおりである。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な天然現象
豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
山崩れ
地すべり
土石流
がけ崩れ
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤を防護する施設の被害
砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めによる。

なお、実施に当たっては、現地対策班（経済課 環境整備室）を中心に、関係する対策班及び関係機関と連携して行う。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、村、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に準じて、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節において「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 実施責任

1 危険度判定の実施の決定

村長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、本節において「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

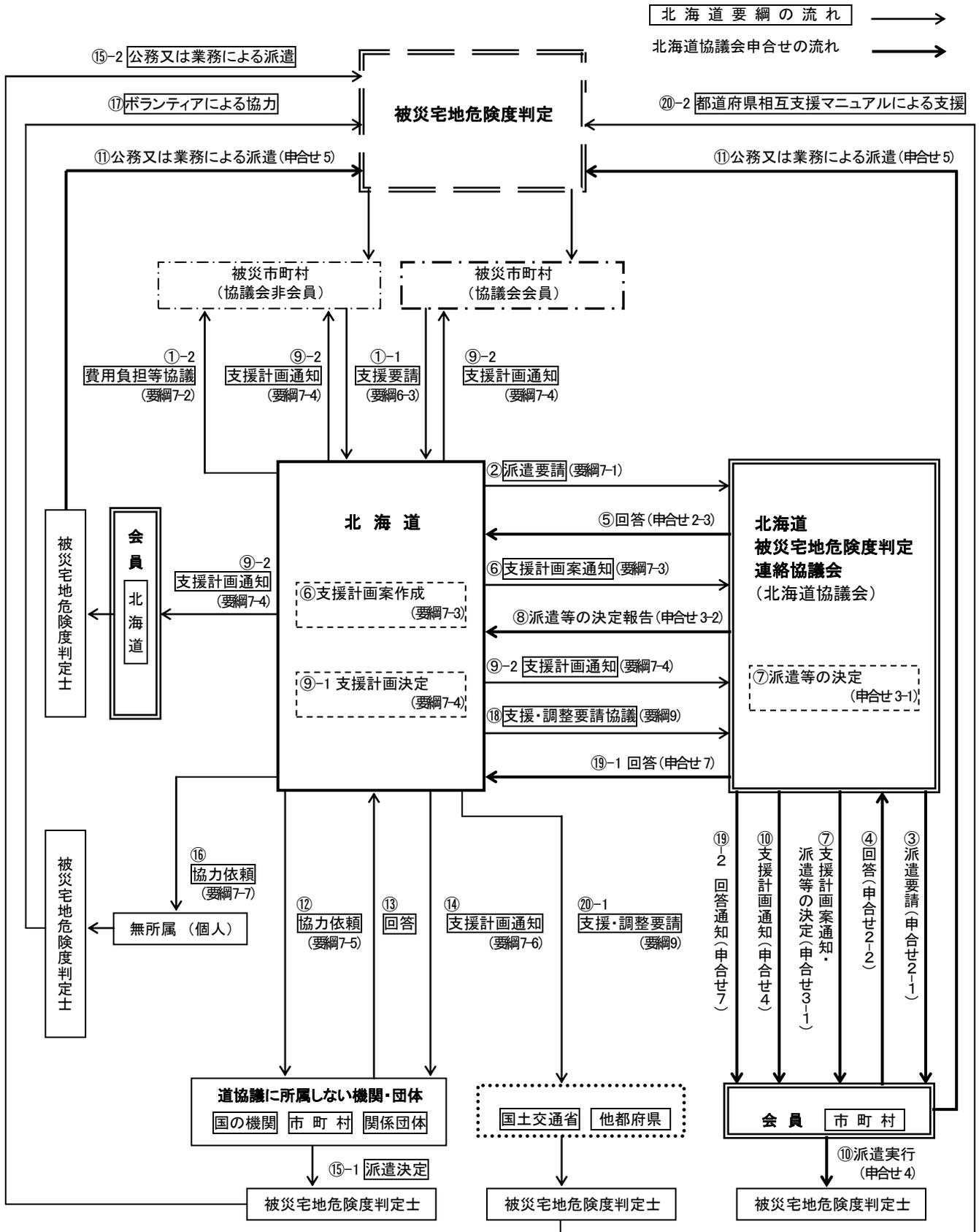
村及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 村と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は村（現地対策班（経済課 環境整備室））及び関係機関の協力を得て、被災宅地危

険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

(4) 村は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

村は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、村長が、応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

村長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、「第5章 第4節 避難対策計画」により、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家を斡旋する。

なお、村は、災害時に斡旋できるよう、公営住宅等の把握に努め、予め体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考に当たっては、村、社会福祉協議会、地域団体等による選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、村が決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

村及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりである。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

但し、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、村長に委任する。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

村及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は村が整備し、管理する。

但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って、村に譲渡し、管理は村が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準による。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）
で事業主体が条例で定める金額を超えないこと

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
但し、激甚災害の場合は3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第3 施工及び資材等の調達

- 1 村長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。
なお、斡旋を依頼するに当たっての必要な資材の把握は、現地対策班（経済課 環境整備室）が行う。
- 2 道は、村長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第28様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）

資料編〔様式〕	・ 応急仮設住宅台帳（別記第28号様式） ・ 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）
---------	---

第5 住宅の応急復旧活動

村及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

実施に当たっては、現地対策班（経済課 環境整備室）が行う。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

障害物の除去は村長が行う。

なお、救助法が適用されたときは、知事の委任により村長が行う。

1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行い、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、村長が知事の委任により行う。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 村（現地対策班（経済課 環境整備室））は、所有する資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。
- 2 村は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。
- 3 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示する。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」により措置する。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第30号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況（別記第30号様式）

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 音威子府村・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、道の委任により村が実施する。

第2 応急対象実施計画（応急復旧対策）

村は、次の応急復旧対策を実施する。

実施に当たっては、教育対策班（教育委員会等）を中心に、関係する対策班と連携して行う。

1 休校措置

(1) 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

なお、帰宅させる場合は注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずる。

(2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、広報車、その他確実な方

法で児童生徒に周知徹底させる。

2 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎の建築

前項において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討する。

3 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所に学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

道教育委員会及び村教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

5 授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

6 給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と

連絡の上、直ちに緊急配送を行い、その他の物資については応急調達に努める。

- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

7 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期する。
- (2) 校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶する。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施する。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施する。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び村文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第31号様式）により、その状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・学用品の給与状況（別記第31号様式）

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

- 1 村長（救助法が適用された場合は、村長が、知事の委任により行うが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。）
- 2 警察官（美深警察署）

第2 実施の方法

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、次のとおり実施する。

なお、実施に当たっては、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署及び美深警察署（音威子府駐在所）等と連携して行う。

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者。（山岳遭難等も本節に準ずる。）

(2) 搜索の実施

村長が、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署、美深警察署（音威子府駐在所）等に協力を要請し、搜索を実施することとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、村において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索を要請する。

(3) 警察への通報

村長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を美深警察署に通報する。

- ア 行方不明者の人員数
- イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 行方不明となった日時
- エ 行方不明者が発見されると考えられる地域
- オ その他行方不明の状況

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（村）

- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官）

(3) 収容処理の方法

- ア 村は遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - (ア) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。
 - (イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

- ア 村長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- イ 遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁物故碑に合葬する。
- ウ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。
- エ 埋葬の実施が村において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

4 他市町村から漂着した遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は村長に連絡の上、引き渡す。但し、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取るできない場合は、村において処理する。
- (2) 身元不明の遺体で、かつ被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

5 平常時の規制の適用除外措置

村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることが

できることに留意する。

6 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1) 行方不明者の捜索

ア 遺体の捜索状況記録簿（別記第 32 号様式）

イ 行方不明者の捜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第 10 号様式）

(2) 遺体の処理 遺体処理台帳（別記第 33 号様式）

(3) 遺体の埋葬 埋葬台帳（別記第 34 号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 10 号様式） ・遺体の捜索状況記録簿（別記第 32 号様式） ・遺体処理台帳（別記第 33 号様式） ・埋葬台帳（別記第 34 号様式）
---------	--

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 音威子府村

村長は、地域における逸走犬、放浪犬等の管理を行う。

なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 北海道

(1) 上川総合振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。

(2) 道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。

第2 家庭動物等の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

2 災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。

3 災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

村長が、行う。

第2 実施の方法

村長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができる。

また、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料の斡旋を要請する。

なお、実施に当たっては、産業対策班（産業振興課 産業振興室等）を中心に、関係する対策班及び関係機関と連携して行う。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下、本節において「廃棄物等の処理」という。）の業務についてについての計画は、次のとおりである。

但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第5章 第25節 障害物除去計画」による。

第1 実施責任

1 音威子府村（名寄地区衛生施設事務組合）

- (1) 廃棄物等の処理は、住民の協力を得て、村（名寄地区衛生施設事務組合）が実施する。
但し、村（名寄地区衛生施設事務組合）のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- (2) 死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、村が実施する。

2 道

- (1) 上川総合振興局は、村が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導を行う。
- (2) 道は、被災地の村から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。

第2 廃棄物等の処理方法

村（名寄地区衛生施設事務組合）は、次に定める廃棄物等の処理業務を実施する。

実施に当たっては、名寄地区衛生施設事務組合の委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、村有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

村長（名寄地区衛生施設事務組合長）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、村長（名寄地区衛生施設事務組合長）は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

村（名寄地区衛生施設事務組合）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

(1) ごみ処理

ア 収集

- (ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集

することが困難な場合は、村有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施する。

- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

- (ア) 処理処分は名寄地区衛生施設事務組合の廃棄物処理施設を使用するが、災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

- (イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、村は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

名寄地区衛生施設事務組合の委託業者により完全収集に努めるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便屋内量の一部（2～3割程度）収集にとどめ、早急に各戸のトイレの使用を可能にする。

また、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土する。

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体・NPOとの連携についての計画は、次のとおりである。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

村は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

- 1 村は、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。
- 2 村及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

村は、日本赤十字社北海道支部、村社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

村は災害時において応急対策の必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任

村が実施する災害応急対策に必要な賃金作業員の雇用については、村長が実施する。

第2 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各対策班長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して賃金作業員の配備を総務対策班長（総務課長）に要請する。

要請を受けた総務対策班長（総務課長）は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 賃金作業員雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

3 公共職業安定所への要請

村において必要とする賃金作業員の確保ができないときは、名寄公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- (1) 職種別所要就労者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第3 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第35号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第35号様式）

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は村長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

第1 要請権者

- 1 村長又は村の委員会若しくは委員（以下、本節において「村長等」という。）
- 2 道知事又は道の委員会若しくは委員（以下、本節において「知事等」という。）

なお、道又は村の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は村長に予め協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- 2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有する者とし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の規定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。

但し、地方自治法第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

- 4 派遣職員のサービスは派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動についての計画は、次のとおりである。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

但し、村長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、本村の適用基準は次のとおりである。

被害区分 村の人口	村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
[音威子府村] 5,000人未満	30	15	村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第3 救助法の適用手続き

1 音威子府村

(1) 村長は村における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を上川総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、村長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道（上川総合振興局）

- (1) 上川総合振興局長は、村長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨、村に通知するとともに、知事に報告する。
- (2) 知事は、上川総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～村 設置～道 (但し、委任したときは村)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	村
飲料水の供給	7日以内	村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは村)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは村)
災害にあった者の救出	3日以内	村
住宅の応急修理	1か月以内	村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	村 村
埋葬	10日以内	村
遺体の搜索	10日以内	村
遺体の処理	10日以内	村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	村

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施し、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。